

所得税、市・県民税の主な改正

セルフメディケーション税制
(医療費控除の特例) の創設

この税制は、国民のセルフメディケーションを推進するため、一定の条件のもとで所得控除を受けられる制度として創設されました。

セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当すること」と世界保健機関(WHO)が定義しています。

健康の保持増進および疾病予防のための一定の取り組みとして、特定健康診査、予防接種、会社の定期健康診断、がん検診などを受診している人が、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族のためにスイッチOTC医薬品(※)を購入した費用に対し、一定の医療費控除を受けられる制度です。

※医師によって処方される医療用医薬品から、ドラッグストアなどで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品のことをいいます。

■対象となる医薬品

具体的な品目は、厚生労働省ホームページ掲載の「対象品目一覧」から確認できます。

また、対象医薬品の多くには、パッケージに税制の対象である共通識別マークが印刷されています。



■特例を受ける方法

対象となる年の1月1日～12月31日の支払金額を集計した「セルフメディケーション税制の明細書」を作成し、一定の取り組みを行ったことがわかる書類(検診結果の写しなど)とともに確定申告または市・県民税申告の際に提出してください。

■控除額

(対象医薬品購入金額－保険金などで補てんされる額)×1万2千円

特例控除を選んだ場合の上限額は8万8千円です。

■特例を受ける際の注意点

この特例による所得控除と従来の医療費控除を同時に利用することはできません。

■特例の対象期間

平成29年1月1日～平成33年12月31日まで

医療費控除に関する添付書類の見直し

■領収書添付の見直し

平成29年度の税制改正で、医療費控除または医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の適用を受ける人は、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」を申告書提出の際に添付しなければならぬこととされました。

なお、領収書は提出を求められることがありますので5年間保管する必要があります。

■医療費通知を活用した簡素化

国民健康保険や、健康保険組合など社会保険の医療保険者から交付を受けた医療費通知の原本を添付すれば、医療費明細の記入を省略できることとされました。(セルフメディケーション税制を除く。)

医療費通知とは、医療保険者が発行する医療費の額などを通知する書類で、次の項目が記載されたものを言います。

- ①被保険者等の氏名
- ②療養を受けた年月
- ③療養を受けた者
- ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
- ⑤被保険者等が支払った医療費の額
- ⑥保険者等の名称

給与所得控除の見直し

給与所得控除の上限額が、次の表のとおり引き下げられます。

所得税対象年	28年	29年～
市・県民税対象年度	29年度	30年度～
上限額が適用される給与収入	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限額	230万円	220万円

問い合わせ先

- 成田税務署
☎(28) 5151
- 課税課市民税班
☎(93) 0443

国保の医療費控除
申告の簡素化

平成29年度税制改正により、医療費控除の申告に国民健康保険から交付を受けた医療費通知を活用できるようになりました。

詳しくは、上段記事の「医療費通知を活用した簡素化」に掲載しています。

国民健康保険の医療費通知

医療費通知の「窓口負担額」には、自己負担相当額が記載されています。

ただし、次の公的負担を受けたときは「窓口負担額」と実際に負担した額が異なることがあります。

- 公費負担医療
- 地方公共団体が実施する医療費助成
- 療養費
- 出産育児一時金
- 高額療養費

このようなときは、「窓口負担額」の欄に記載された額から公的負担を受けた額を差し引いて申告する必要があります。

なお、平成29年6月に通知しました平成29年1月～3月診療分の医療費通知は、「窓口負担額」ではなく「市町村負担額」が記載されていますので注意してください。

問い合わせ先

- 医療費控除の申告について
成田税務署
☎(28) 5151
- 国保の医療費通知について
国保年金課国保班
☎(93) 4083

おむつの医療費控除

おおむね6か月以上寝たきりの状態にあると認められ、治療上おむつ使用が必要な人は、おむつ代が医療費控除の対象になります。

おむつ代で医療費控除を受けるときは

次の書類を用意して確定申告をしてください。

- おむつ代の領収書
- おむつ使用証明書(※)
- ※医師が発行します。なお、様式は市高齢者福祉課窓口でも配布しています。

2年目以降の人は

おむつ使用証明書の代わりに「おむつ代に係る医療費控除の申告に関する確認書」を高齢者福祉課窓口で交付しています。

■注意事項 2年目以降の人でも、おむつ代に係る医療費控除の申告に関する確認書の交付を受けられないときは、おむつ使用証明書を添付して確定申告をしてください。

■対象

- 次の全ての要件を満たす人
- 介護保険の要介護認定を受けている
- 「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」がB1、B2、C1、C2のいずれか
- 「尿失禁の可能性」が「あり」
- 主治医意見書が、平成29年または、平成28年(※)に作成されている

※要介護認定の有効期間が13か月以上の場合に限ります。

問 高齢者福祉課介護保険班
☎(93) 4980

排水設備の点検を勧める
悪質な訪問者に注意！

市内で、市役所の関係者や市の委託業者と偽って、個人宅内の排水設備(汚水マスや配水管)の点検を有料で勧めるという事案が発生し、問い合わせが寄せられています。

市が、個人宅の排水設備の点検や清掃などを、業者に委託すること、あつせんすることはありません。

疑わしいときは

■身分証明書の提示を求めてください

市役所職員や市が検査や工事などを委託した業者は、市が発行した身分証明書を携帯しています。

■下水道課に連絡してください

市が検査や工事を行うときは、事前に文書などでお知らせしています。

問 下水道課業務管理班 ☎(93) 5349

社会保険料控除用納付済通知書などの送付

確定申告や市・県民税の申告では、平成29年中に納付書や口座振替で支払った社会保険料を所得から控除できます。

市や日本年金機構から、次の納付済通知書などが送付されますので、申告時に利用してください。

市から送付

- ▼国民健康保険税
納付済通知書
- ▼後期高齢者医療保険料
納付額確認書
- ▼介護保険料納付額確認書
1月下旬に送付します。

これらの書類がなくても、支払い額を領収証書で確認して申告することができます。

日本年金機構から送付

▼国民年金保険料の納付証明書
平成29年10月1日以降、初めて納付した人に、2月上旬に送付されます。

年金保険料で社会保険料控除を受けるときは、申告時に証明書の添付が義務付けられています。

問い合わせ先

- 国民健康保険税について
納税課管理班
☎(93) 0434
- 国保年金課国保税班
☎(93) 4084
- 後期高齢者医療保険料について
国保年金課高齢者医療年金班
☎(93) 4085
- 介護保険料について
高齢者福祉課介護保険班
☎(93) 4980
- 国民年金保険料について
ねんきん加入者ダイヤル
☎0570(003)004
☎03(6630)2525
(月～金曜日の午前8時30分～午後7時)
- ※第2土曜日は午前9時～午後5時